

各室・本部の長 殿
各支社長 殿

技術本部長

請負工事成績評定要領

請負工事における成績評定に関する手続を、下記のとおり定めたので、これにより適切に実施されたい。

記

第 1 条（目的）

この要領は、東日本高速道路株式会社が請負契約を締結した工事の成績評定（以下「評定」という。）を行うにあたっての必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって工事の適正かつ能率的な施工を確保し、技術水準の向上とともに、その後の競争参加者の技術的能力の適正な評価に資することを目的とする。

第 2 条（評定の対象）

評定の対象は、原則として 1 件の最終の請負代金額が 500 万円以上（税込）の請負工事について行うものとする。

ただし、東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第 5 条第 3 項緊急調達のうち、「自然災害や人為災害の発生により道路の破損又は破損の恐れがあるため応急措置を目的とする場合」に該当する工事を除くものとする。

第 3 条（評定者）

評定は、次の各号に掲げる者（以下「評定者」という。）が行うものとする。

- 一 検査員 : 別に定める「契約の履行に関する監督及び検査要領」（以下「監督検査要領」という。）第 14 条に規定する検査員
- 二 総括技術評価員 : 監督検査要領第 4 条に規定する監督員
- 三 主任技術評価員 : 監督検査要領第 5 条二号に規定する主任補助監督員

なお、契約責任者が監督検査要領第 4 条第 1 項の規定に基づき自ら監督員となる場合は、契約責任者が総括技術評価員及び主任技術評価員の評価項目分を評価するものとする。

第 4 条（評定の種類）

評定の種類及び評定を行う時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 しゅん功評定 : 監督検査要領第 16 条に規定するしゅん功検査を行った際に行う評定で、一部しゅん功評定や中間技術評定を行っている場合は、その結果を評定点に反映する
- 二 一部しゅん功評定 : 監督検査要領第 17 条に規定する一部しゅん功検査を行った際に行う評定で、中間技術評定を行っている場合は、その結果を評定点に反映する
- 三 中間技術評定 : 監督検査要領第 18 条に規定する中間技術検査を行った際に行う評定

第5条（評定の内容）

評定は、次の各号に掲げる内容について行うものとする。

- 一 施工体制 : 工事における施工体制及び配置技術者に関する内容の評定
- 二 施工状況 : 工事における施工管理、工程管理、安全対策、対外関係に関する内容の評定
- 三 出来形及び出来ばえ : 工事目的物の出来形、品質、出来ばえに関する内容の評定
- 四 工事特性 : 工事の条件、技術的条件等に関する内容の評定
- 五 創意工夫 : 受注者の工事を実施する際の工夫に関する内容の評定
- 六 社会性等 : 受注者の工事中における地域貢献等に関する内容の評定
- 七 法令遵守等 : 工事における法令遵守や総合評価落札方式で技術評価を行った項目の履行状況等に関する内容の評定

なお、前条の評定の種類に対応する評定内容は、下表のとおりとする。

評定の種類	評定の内容
しゅん功評定	上記一号から上記七号に掲げる項目すべての評定
一部しゅん功評定	上記一号から上記七号に掲げる項目すべての評定
中間技術評定	上記二号のうち施工管理に関する内容の評定及び上記三号に掲げる項目の評定

第6条（評定の方法）

評定者は、監督の状況や検査の状況の結果を踏まえ、工事毎に的確かつ公正に行い評定を行うものとする。

2 評定の対象となる工事の受注者が、特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）であって、その形態が「乙型」の場合は、特定JVの構成員が分担して施工する工事の内容に応じて構成員毎に評定を行うものとする。

3 第4条に規定する評定の種類に応じた評定方法は次の各号に掲げるとおり行うものとする。

一 しゅん功評定

- ① しゅん功評定の評定者は、検査員、総括技術評価員及び主任技術評価員とする。
- ② 評定者は、考査項目別運用表（別紙1～3）を用いて評価を行い、その結果を記録するものとする。
- ③ 評定者は、考査項目別運用表（別紙1～3）の結果について、中間技術検査の実施の有無に応じて次のとおり記録し、作成するものとする。

(1) 中間技術検査を行っている場合

評定点算出表（中間技術検査）（別記様式1）及び考査項目別運用表（別紙1～3）で評価した結果を、出来形及び出来ばえ評定値算出表（別記様式2）、工事成績採点表（別記様式3-1）、項目別評定点算出表（別記様式4-1）、工事成績評定表（別記様式5）に反映し、作成するものとする。

(2) 中間技術検査を行っていない場合

考査項目別運用表（別紙1～3）で評価した結果を、出来形及び出来ばえ評定値算出表（別記様式2）、工事成績採点表（別記様式3-2）、項目別評定点算出表（別記様式4-2）、工事成績評定表（別記様式5）に反映し、作成するものとする。

- ④ 評定者は、一部しゅん功評定を行っている場合、上記③で作成した項目別評定点算出表（別記様式4-1又は別記様式4-2）の細目別評定点を使用して項目別評定点集計表（別記様式4-3）を作成のうえ、その結果を工事成績評定表（別記様式5）に反映させるものとする。

- ⑤ しゅん功評定に使用する別紙又は別記様式は、次のとおりとする。

《上記②に使用する別紙》	
考查項目別運用表 検査員	別紙 3
考查項目別運用表 総括技術評価員	別紙 2
考查項目別運用表 主任技術評価員	別紙 1
《上記③に使用する別紙又は別記様式》	
・ 中間技術検査を行っている場合	
考查項目別運用表 検査員	別紙 3
考查項目別運用表 総括技術評価員	別紙 2
考查項目別運用表 主任技術評価員	別紙 1
評定点算出表（中間技術検査）	別記様式 1
出来形及び出来ばえ評定値算出表	別記様式 2
工事成績採点表	別記様式 3-1
項目別評定点算出表	別記様式 4-1
工事成績評定表	別記様式 5
・ 中間技術検査を行っていない場合	
考查項目別運用表 検査員	別紙 3
考查項目別運用表 総括技術評価員	別紙 2
考查項目別運用表 主任技術評価員	別紙 1
出来形及び出来ばえ評定値算出表	別記様式 2
工事成績採点表	別記様式 3-2
項目別評定点算出表	別記様式 4-2
工事成績評定表	別記様式 5
《上記④に使用する別紙又は別記様式》	
考查項目別運用表 検査員	別紙 3
考查項目別運用表 総括技術評価員	別紙 2
考查項目別運用表 主任技術評価員	別紙 1
項目別評定点算出表	別記様式 4-1 又は別記様式 4-2
項目別評定点集計表	別記様式 4-3
工事成績評定表	別記様式 5

二 一部しゅん功評定

- ① 一部しゅん功評定の評定者は、検査員、総括技術評価員及び主任技術評価員とする。
- ② 評定者は、考查項目別運用表（別紙 1～3）を用いて評価を行い、その結果を記録するものとする。
- ③ 評定者は、考查項目別運用表（別紙 1～3）の結果について、中間技術検査の実施の有無に応じて次のとおり記録し、作成するものとする。
 - (1) 中間技術検査を行っている場合

評定点算出表（中間技術検査）（別記様式 1）及び考查項目別運用表（別紙 1～3）で評価した結果を、出来形及び出来ばえ評定値算出表（別記様式 2）、工事成績採点表（別記様式 3-1）、項目別評定点算出表（別記様式 4-1）、工事成績評定表（別記様式 5）に反映し、作成するものとする。
 - (2) 中間技術検査を行っていない場合

考查項目別運用表（別紙 1～3）で評価した結果を、出来形及び出来ばえ評定値算出表（別記様式 2）、工事成績採点表（別記様式 3-2）、項目別評定点算出表（別記様式 4-2）、工事成績評定表（別記様式 5）に反映し、作成するものとする。

- ④ 一部しゅん功評定に使用する別紙又は別記様式は次のとおりとする。

《上記②に使用する別紙》	
考查項目別運用表 検査員	別紙 3
考查項目別運用表 総括技術評価員	別紙 2
考查項目別運用表 主任技術評価員	別紙 1
《上記③に使用する別紙又は別記様式》	
・ 中間技術検査を行っている場合	
考查項目別運用表 検査員	別紙 3
考查項目別運用表 総括技術評価員	別紙 2
考查項目別運用表 主任技術評価員	別紙 1
評定点算出表（中間技術検査）	別記様式 1
出来形及び出来ばえ評定値算出表	別記様式 2
工事成績採点表	別記様式 3-1
項目別評定点算出表	別記様式 4-1
工事成績評定表	別記様式 5
・ 中間技術検査を行っていない場合	
考查項目別運用表 検査員	別紙 3
考查項目別運用表 総括技術評価員	別紙 2
考查項目別運用表 主任技術評価員	別紙 1
出来形及び出来ばえ評定値算出表	別記様式 2
工事成績採点表	別記様式 3-2
項目別評定点算出表	別記様式 4-2
工事成績評定表	別記様式 5

三 中間技術評定

- ① 中間技術評定の評定者は、検査員とする。
- ② 評定者は、考查項目別運用表（別紙 3）を用いて評価を行い、その結果を記録するものとする。
- ③ 考查項目別運用表（別紙 3）で評価した結果を、評定点算出表（中間技術検査）（別記様式 1）に反映し作成するものとする。
- ④ 中間技術評定に使用する別紙又は別記様式は次のとおりとする。

《上記②に使用する別紙》	
考查項目別運用表 検査員	別紙 3
《上記③に使用する別紙又は別記様式》	
考查項目別運用表 検査員	別紙 3
評定点算出表（中間技術検査）	別記様式 1

- 4 第 5 条の評定の内容のうち、「創意工夫」、「社会性等」の評定に際しては、別に定める「各工事の共通仕様書」の規定に基づき受注者からの資料の提出があった場合に考慮するものとする。

第 7 条（評定結果の報告）

評定を行った場合は、次のとおり手続を行うものとする。

一 しゅん功評定

- ① 評定者は、しゅん功評定を行った場合、5 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第一条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）に第 6 条第 3 項一号で作成した別紙及び別記様式を検査責任者に提出するものと

する。

- ② 検査責任者は、提出された別紙及び別記様式の内容を確認し、契約責任者に報告するものとする。

二 一部しゅん功評定

- ① 評定者は、一部しゅん功評定を行った場合、5 日以内（休日を除く。）に第 6 条第 3 項二号で作成した別紙及び別記様式を検査責任者に提出するものとする。
- ② 検査責任者は、提出された別紙及び別記様式の内容を確認し、保管するものとする。
- ③ 検査責任者は、しゅん功検査の検査員任命時に上記②の別紙及び別記様式を検査員に提出するものとする。

三 中間技術評定

- ① 評定者は、中間技術評定を行った場合、5 日以内（休日を除く。）に第 6 条第 3 項三号で作成した別紙及び別記様式を検査責任者に提出するものとする。
- ② 検査責任者は、提出された別紙及び別記様式の内容を確認し、保管するものとする。
- ③ 検査責任者は、その後のしゅん功（一部しゅん功）検査又は中間技術検査の検査員任命時に上記②の別紙及び別記様式を検査員に提出するものとする。

第 8 条（評定結果の通知）

契約責任者は、第 7 条一号②により検査責任者から報告を受けた場合、当該工事の受注者に対して、速やかに評定の結果を下表に示す書面により通知するものとする。

《通知する書面》

工事成績評定通知書	別記様式 6
項目別評定点	別記様式 6（別表 1）

第 9 条（評定の修正）

契約責任者は、第 8 条の評定結果の通知をした後に、契約不適合責任、競争参加資格等停止措置及びその他契約違反に該当する事実が判明した場合等は、関連する評定項目の評定結果を修正するものとする。

2 契約責任者は、前項の修正を行った場合、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に対して第 8 条の書面により通知するものとする。

第 10 条（説明請求の受付）

契約責任者は、第 8 条の評定結果の通知又は第 9 条の評定の修正の通知を行った場合、当該通知を行った日から起算して 7 日以内（休日を除く。）に、下表に示す書面により当該工事の受注者から評定の内容について説明請求を受け付けるものとする。なお、受付方法は、持参、書留郵便又は電子メールによるものとし、これ以外は認めないものとする。

《説明請求を受ける書面》

説明請求書	別記様式 7
-------	--------

第 11 条（説明請求に対する回答）

契約責任者は、第 10 条の説明請求を受けた場合、検査責任者及び評定者のうち検査責任者が必要と認めた者を委員として加えた技術審査会の審議を経て、審議の報告を受けた日から起算して 7 日以内（休日を除く。）に下表に示す書面により回答するものとする。

《回答する書面》

工事成績評定に係る説明書（回答）	別記様式 8
------------------	--------

第 12 条（再説明請求の受付け）

支社の長は、契約責任者が第 11 条の説明請求に対する回答を行った場合、当該回答を行った日から起算して 7 日以内（休日を除く。）に、下表に示す書面により回答を受けた者から再説明請求を受け付けるものとする。なお、受付方法は、持参、書留郵便又は電子メールによるものとし、これ以外は認めないものとする。

《再説明請求を受ける書面》

再説明請求書

別記様式 9

第 13 条（再説明請求に対する回答）

支社の長は、第 12 条の再説明請求を受けた場合、検査責任者及び評定者のうち検査責任者が必要と認めた者並びに有識者を委員として加えた技術審査会の審議を経て、審議の報告を受けた日から起算して 7 日以内（休日を除く。）に下表に示す書面により回答するものとし、これをもって説明請求に係る手続きを終了するものとする。

2 有識者は、入札監視委員会の委員等、公共工事に関する学識経験を有し、人格、識見等に優れ、公立中立の立場を堅持できる者とする。

《回答する書面》

工事成績評定に係る再説明書（回答）

別記様式 10

第 14 条（評定結果等の公表）

契約責任者は、下表に示す手続きを行った場合、「契約情報公表要領」に基づき、公表を行うものとする。

手続き	公表に付す内容
① 評定結果の通知を行った場合	工事成績評定通知書
② 説明請求に対する回答を行った場合	説明請求書 及び 工事成績評定に係る説明書（回答）
③ 再説明請求に対する回答を行った場合	再説明請求書 及び 工事成績評定に係る再説明書（回答）

以 上

《附則》

1. この要領は、令和 6 年 7 月 1 日以降に契約締結を行う工事のしゅん功評定、一部しゅん功評定及び中間技術評定から適用するものとする。